

飯塚市立筑穂中学校敷地内における車両損傷事故について

1 事故発生の日時

令和5年9月15日(金)午後2時30分頃

2 事故発生場所

飯塚市長尾地内 飯塚市立筑穂中学校敷地内

3 事故の概要

筑穂中学校用務員が、駐車場と体育館の間の草刈作業中、刈払機によって飛ばされた小石が駐車中の車のリアガラスに衝突し、全面破損させたもの。

4 損害状況

物的損害	相手方	リアガラス全面破損
	市側	なし

5 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として126,016円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、今後本件事故については、いかなる事情が発生しても裁判上又は裁判外においても一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	車両修繕料	84,436円	84,436円	0円
	代車費用	41,580円	41,580円	0円
	(合計)	(126,016円)	(126,016円)	

7 事故時状況図

